

福祉のまちづくり体制整備事業実施要綱

（目的）

第1条 本事業は、「京（みやこ）・地域福祉推進指針」に基づき、地域住民、関係機関・団体、行政等の協働を推進し、地域共生社会の実現を目指すため、各区の実情に応じて多様な主体による協働の取組がより多くの地域で展開、創出されるよう、地域において主体的に取り組まれている地域住民、関係機関・団体等の活動を共有・発信すること等を通じて、地域課題の解決に向けて多様な主体が連携・協働して取り組む活動を支援することにより、本市の地域福祉の推進を図ることを目的とする。

（事業の実施）

第2条 本事業は、各区に設置する区地域福祉推進委員会（以下「区委員会」という。）に委託できるものとする。

2 前項において委託する場合においても、事業の実施にあたっては、各区役所・支所の保健福祉センターをはじめとする関係部署と互いに連携して取組を進めるものとする。

（事業内容）

第3条 第1条の目的を達するため、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 地域福祉活動に関わる多様な主体のつながりを促進する場の展開
- (2) 身近な地域における地域課題・ニーズや活動事例の把握及び社会福祉施設をはじめとした多様な主体の協働による取組事例の共有、発信
- (3) その他、市長が必要と認める事業

（秘密の保持）

第4条 区委員会及びこの事業に関わる者は、事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

（経理等）

第5条 区委員会は、本事業の実施にあたり、他の事業と連携して一体的に取り組むことが効果的と考えられる場合は、それを妨げないが、事業に係る費用を適切に按分するとともに、事業の収支を明らかにしなければならない。

（実績報告）

第6条 区委員会は、事業終了後2箇月以内に、事業実績について報告を行うものとする。

（再委託の禁止）

第7条 区委員会は本市の文書による承認を得なければ、この契約に係る業務の履行を第三者に委託させてはならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、所管局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 この要綱の施行に伴い、地域福祉フロンティア事業実施要綱は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。